

令和8年11月1日から適用される「消費税法基本通達（第8章）」の構成及び新旧対応表

国 税 庁
令和7年4月1日

通達番号	改正後	通達番号	改正前
第1節 適用範囲等		(同左)	
8-1-1	船舶観光上陸許可等を受けて在留する者の免税購入手続		【新設】
8-1-2	免税対象物品の範囲		【新設】
	【削除】	8-1-1	輸出品物販売場における輸出免税の特例の適用範囲
8-1-3	対価の額の合計額の意義	8-1-2	【一部改正】
	【削除】	8-1-3	一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合
8-1-4	税関長の確認の意義	8-1-5の2	【一部改正】
8-1-5	免税対象物品を特定するに足りる事項の意義		【新設】
8-1-6	税関長の確認の単位		【新設】
8-1-7	災害その他やむを得ない事情の範囲	8-1-4	【一部改正】
	【削除】	8-1-5	免税購入した消耗品等を国内において生活の用に供した場合
8-1-8	免税対象物品が輸出されないこととなった場合の消費税の即時徴収	8-1-6	【一部改正】
8-1-9	即時徴収する場合の法定納期限及び延滞税の起算日	8-1-7	【一部改正】
	【削除】	8-1-8	輸出品物販売場免税の不適用の規定を適用しない場合等
	【削除】	8-1-9	
	【削除】	8-1-10	一般物品と消耗品等を譲渡する場合の購入者誓約書の作成方法
8-1-10	一般型輸出品物販売場における免税販売手続の委託	8-1-11	【一部改正】
8-1-11	免税手続カウンターにおいて行う免税販売手続の日		【新設】
	【削除】	8-1-12	承認免税手続事業者が設置する免税手続カウンターにおける合算の取扱い
8-1-12	免税販売手続の併用		【新設】
第2節 輸出品物販売場の許可等		(同左)	
8-2-1	輸出品物販売場の許可	8-2-1	【一部改正】
	【削除】	8-2-2	輸出品物販売場を移転した場合
8-2-2	承認免税手続事業者の承認	8-2-3	【一部改正】
8-2-3	承認送受信事業者の承認	8-2-4	【一部改正】
8-2-4	臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認	8-2-5	【一部改正】
8-2-5	輸出品物販売場の許可を取り消すことができる場合	8-2-6	【一部改正】
8-2-6	承認免税手続事業者の承認を取り消すことができる場合	8-2-7	【一部改正】
8-2-7	承認送受信事業者の承認を取り消すことができる場合	8-2-8	【一部改正】
8-2-8	臨時販売場を設置しようとする事業者の承認を取り消すことができる場合	8-2-9	【一部改正】
第3節 購入記録情報の提供等		(同左)	
	【削除】	8-3-1	輸出品物販売場の許可を受けていない販売場に係る購入記録情報の提供方法等の届出書の提出
8-3-1	購入記録情報の国税庁長官への提供の時期	8-3-2	【一部改正】
8-3-2	承認免税手続事業者に免税販売手続を委託する場合の購入記録情報の提供等	8-3-3	【一部改正】
8-3-3	承認送受信事業者から輸出品物販売場を経営する事業者への購入記録情報等の提供	8-3-4	【一部改正】
	【削除】	8-3-5	購入記録情報の提供時における災害その他やむを得ない事情の範囲
8-3-4	免税対象物品を譲渡した課税期間と税関確認情報の提供を受け保存した課税期間が異なる場合の処理		【新設】